

### まめってえ鬼無里 今後のスケジュール

- ・3/7(水)  
きなさごもちプロジェクト  
代表者会議
- ・3/21(水)  
ジム・キッズ修了式
- ・3月の定例会  
14日・28日(午後7時~)

### 自然エネルギー 現地視察 ② 信州カラマツストーブ体験

従来の薪ストーブが外国製、日本製を問わずヨーロッパの暖炉法を基本にしているのに対して、このストーブは日本のかまどや炭焼き釜、登り窯などの優れた技術を取り入れ、高い燃焼熱と熱効率を実現したものだそう。針葉樹などどんな薪でも燃やせ、着火も一〇秒程だという。灰取りも煙突掃除もシーズンに1〜2回程と煩わしい作業も他のストーブよりはるかに少ない。森林整備のため間伐されたスギやカラマツが山にはそのまま放置されている。これらの間伐材を薪として利用する事により、里山は整備、エネルギーの産地地消になると改めて感じた

『きなさで暮らしませんか？ IJU・project』はじまります！



きなさで暮らそう！  
iju-project

「ここ鬼無里に住むようになったきっかけは？」とよく聞かれます。

鬼無里に暮らしてもうすぐ4年。

目立った観光地(奥裾花深谷はありますが)も産業も無い山あいの田舎、鬼無里。ここが気に入ったのは、まさにそういうところだった。観光に依存しない地に足のついた田舎、鬼無里。いま、こういう地を求める人が増えているような気がする。都会生活に疑問を持ち、田舎に人生の活路を見出そうという人々。自分がそうだっただけにその気持ちは良く分かる。壊れていく古い空家を見る度にこういう家に住みたいと思う人はいるだろうと思うのだけどもいかにせんそうになってしまっは止めようがない。実にもったいないけどそうやって一軒、一軒へっていくのが現状。古い建物が多く残る田舎は美しい。それだけで田舎の一つの魅力である。

なんとかしたい……。 ということで、いよいよ本腰をいれなくては。

『きなさで暮らしませんか？ IJU・project』やります。鬼無里で暮らしたいと思っている人も、とにかく田舎に引っ越したいと思っている人も。そして、空家を買いたい、借りたいという人。そんな人に鬼無里の暮らしを知ってもらいたい、そして暮らしてもらいたい。そんなきっかけになれば、橋渡しになればと思います。住みたい人、住んでもらいたい人の条件をまめってえ鬼無里がマッチング。お互いが安心できるシステムにしていきたいと思います。それにはある程度条件も出します。それは、地域に馴染むための最低限の約束です。後悔しないために鬼無里生活を洗いざらい(?)お話します。まだまだ、プロジェクトは始まったばかり。これから少しずつではありますが空家情報なども紹介できるようにします。田舎暮らしを満喫してもらいたいから、応援します、鬼無里暮らし。(お問い合わせは、まめってえ 理事 竹内まで)

### ブナ林は大丈夫か？

まめってえ鬼無里 理事 佐藤 肇

今から10年ほど前の10月の寒い日に、奥裾花のブナ林を訪れて感銘し、真砂食堂で温かい蕎麦汁の味に堪能した。「鬼無里にはいいブナ林と蕎麦がある」そして何年か経ち私はこの鬼無里に住んだ。そのブナ林に通い始めて6年がたった。今でもこの林の中に立つと何か安心する。スギ、ヒノキ、アスナロなどの針葉樹の巨大林の中に立つと「すばらしい」と感じる。奥裾花のブナ林のように中に入って本当に「ほっと」する気持ちになるような林は他には無いように思える。林が穏やかである。そして水芭蕉などを含めて美しい。

さて林の公益的な諸処の機能については今更言うこともあるまいと思うが、一つだけ忘れてはならない事がある。それは人間という動物は森の中で生きてきて進化してきた生き物である。それは今でも森林の機能から離れては存在できないことである。

森の価値については、山菜・キノコがあるから、売れそうな樹があるからなど、人それぞれに異なると思う。経済性や情緒的、生物学的いろいろな価値観の違いはある。私は小笠原諸島で「天然記念物の動物の安全」の調査研究を15年ほど行ってきた。小笠原諸島で存在する生物のおよそ8割が小笠原固有種である。固有性があるため進化生物学的に貴重性が重視されて世界遺産として登録された経過がある。

確かに県内にも有名になっているブナ林も数多くあり、自然園のブナ林の存在も薄く感じる。また奥裾花自然園は国指定の公園地域や長野県指定の保存林などの法的規制は全くされていない地域となっている。そのためにも貴重種の盗採、山菜取りなどいろいろな規則的罰則がないのである。この鬼無里のブナ林の何が貴重で、何が大事か、鬼無里地域にとってこの森は本当に保存、保全すべき森林なのか。今一度大切な森の認識をすべきであろう。かつてこの奥裾花自然園を森林文化協会が「二十一世紀に残すべき森100」に選定した貴重さを、再度考えてみる時期に来ていると思われる。もし貴重で保全すべき森林となるならば法的規制を受けた公園、あるいは保存林指定として県や国に申請する必要があると考える